

令和2(2020)年1月吉日

「新しい日本大学をつくる会」支援者各位

「新しい日本大学をつくる会」

代表 牧野富夫

前略

令和も2年目に入りましたが、皆様におかれましては、いかにお過ごしでしょうか。

私たちは、日本大学の現状を危惧し、自由で民主的な大学として日本大学を新たに構築するために5人の元副総長などを中心に「新しい日本大学をつくる会」(略称「つくる会」)を2018年9月に結成し活動してまいりました。その節はご寄付等ご支援いただきありがとうございました。また、インターネットを利用したクラウドファンディングも多くの方に賛同して頂き目標の1千万円を達成することができました。

日本大学は、今、大学としての存在自体を問われる危機に陥っています。2008年に田中英壽氏が理事長に就任して以来、理事長と常務理事等一部の職員に権限が集中し、依然として一般の教職員が自由に発言出来ない状況にあり、大学の「私物化」が強固になっております。2018年5月に起こった「日大アメフト」問題も、こうした権力の一極集中の中から発生したのです。この問題で隠ぺい工作を行ったアメフト関係者が令和1年12月末付で(株)日本大学事業部の取締役就任するなど、田中理事長の下で大学としての危機管理機能が構造的に作動し得ない状態にあり、大学のガバナンスが破綻しているのです。その結果、文科省の助成金は33億円強減額され、昨年の入試志願者数も激減するなど日本大学の社会的信用は大いに傷つけられました。信用回復のためにとるべき手立ては、経営の長である理事長と教学の長である学長とが、まず、自らの責任を自覚し、速やかに事実説明を行い、辞職することです。しかし、残念ながら今日に至るまで、信用回復の道は閉ざされたままです。

私たちはもはや、現在の日本大学の在り方を容認することはできません。私たち、「つくる会」の目標は、教職員はもとより、学生や父母・校友の皆さん、日本大学に関係する多くの方々と手を携え、大学として恥ずかしくない日本大学をつくりだすことです。

「つくる会」ではかねてより、民事裁判を東京地方裁判所に提訴しておりましたが、去る12月24日に第1回口頭弁論が開かれました。東京地方裁判所第712号法廷は「つくる会」支援の人たちで満席となりました。第1回口頭弁論では、なぜ民事訴訟を行うかについての意見陳述を原告団長が行いました。

次回の口頭弁論の期日は、2020年2月25日(火) 13:30から、今回と同じ東京地方裁判所第712号法廷で行われることが決まりました。「つくる会」はこの裁判で、理事会が正しく機能せず、多額の国家助成を受けている大学の「社会的責任」を果たしていないことなどを強調して行く方針です。傍聴人の参加者数が裁判指揮に影響するので第2回以降も一人でも多くの校友に参加頂いて、大学を良くしたいという想いを裁判所に届けたいと考えております。

なお、上述の民事訴訟の他、「つくる会」の有志で刑事告発も行われております。

ここに民事裁判に係る報告として「訴訟ニュース」(No.1~No.3)を送らせていただきます。今後とも引き続きご支援をお願い申し上げます。

草々



「つくる会」訴訟ニュース no.1

第1回口頭弁論のお知らせ

2019年12月24日(火)10:00~

東京地方裁判所7階 712号法廷

地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分・有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分

※報告集会を開きますので、そちらにもご参加下さい

弁護士会館(東京地裁裏側)、508 ABC、当日 10:15~12:00(裁判終了後、直ちに移動して開きます)

自由で民主的な新生日本大学をつくりだすために

「新しい日本大学をつくる会」代表 牧野富夫

私たちは、日本大学の現状を危惧し、自由で民主的な大学として日本大学を新たに構築するために「新しい日本大学をつくる会」(略称「つくる会」)を2018年9月に結成しました。

日本大学は、今、大学としての存在自体を問われる危機に陥っています。2008年に田中英壽氏が理事長に就任して以来、理事長と一部の教職員に権限が集中し、大学の「私物化」が進んできました。2018年5月に起こった「日大アメフト」問題も、こうした権力の一極集中の中から発生したのです。この「問題」を引き起こし、さらに隠ぺいし、保身を図ったのは、田中理事長が任命し、大学の中枢にいた理事たちでした。つまり、大学としての危機管理機能が構造的に作動し得ない状態にあり、大学のガバナンスが破綻していたのです。その結果、日本大学の社会的信用は大いに傷つけられました。信用回復のためにとるべき手立としては、経営の長である理事長と教学の長である学長とが、まず、自らの責任を自覚し、速やかに事実説明を行い、そのうえで辞職することでした。しかし、残念ながら今日に至るまで、信用回復の道は閉ざされたままです。



私たちはもはや、現在の日本大学の在り方を容認することはできません。私たち、「新しい日本大学をつくる会」の目標は、教職員はもとより、学生や父母・校友の皆さん、日本大学に関係する多くの方々と手を携え、自由で民主的な新生日本大学をつくりだすことです。

日本大学は1889(明治22)年10月4日に設立されました。そして今年、2019(令和元)年同日、130周年を迎えました。私たちは、この日こそ日本大学再生のための出発点と見据え、田中英壽理事長らを被告とする民事裁判を、東京地方裁判所に対して提起しました。昨年来、日本大学の社会的評価は目に見えて低下しました。そのことは、今春の入試における受験生の激減にも端的に示されています。また、しばしば母校の名前が揶揄されるような事態すら生じています。母校が話題になるたびに、意味ありげな眼差しを向けられ、誇りは傷付けられてきました。何故このような思いをしなければならないのでしょうか。何故胸を張って母校を語ることが出来ないのでしょうか。それはひとえに、昨年5月のいわゆるアメフト事件以来の、あまりにも拙劣、かつ無責任な日本大学執行部の対応によるものです。

さらに医学部の不正入試問題も露見しました。その結果、日本大学の2018年度の補助金(助成金)は、前年度に比して35%、金額にしておよそ33億5千万円(短大分を含む)減額されました。この減額分、すなわち日本大学が被った損害は、本来教育・研究のための基金として運用される第三号基本金から穴埋めされました。これは、明らかに目的外使用です。しかも、こうした巨額の損害が生じているにもかかわらず、そのことについての責任を誰も果たしていません。



そこで、「新しい日本大学をつくる会」はその責任を問うたのです。同会、および同会員十数名が原告となり、理事長・学長・常務理事(離任者も含む)計8名から成る被告の責任を問題にしました。もとより責任は理事会全体に及ぶものですが、この裁判では中心的役割を演じたものに限定しました。請求は、被告らが連帯して、①学校法人日本大学に対して、せめて損害の一部として3億5千万円を補填すること、②個人原告各人に、精神的損害を与えたことに対する慰謝料として5万円、および弁護士費用5千円を支払うこと、です。

これまで私たちは、日本大学執行部の責任をどのように問い、日本大学をどのように再生させられるか、色々な角度から検討してきました。

またクラウドファンディングという手法も発見しましたが、当初は私たちですら目標額1千万円を達成出来るか、危ぶんでおりました。しかし、見事に達成出来ました。多くの方々に支えられている、という確信を持つことが出来たのです。そして、ようやく提訴にこぎつけました。

校友の皆さん、皆さんの支援が必要です。今後の推移を、是非見守って下さい。



「つくる会」訴訟ニュース no.2

傍聴に来て下さい!!

第1回口頭弁論のお知らせ

2019年12月24日(火)10:00~

東京地方裁判所7階 712号法廷

地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分・有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分

※報告集会を開きますので、そちらにもご参加下さい

弁護士会館(東京地裁裏側)、508 ABC、当日 10:15~12:00 (裁判終了後、直ちに移動して開きます)

いよいよ訴訟が始まります

田中理事長をはじめとする日本大学執行部の責任を問う民事訴訟がいよいよ始まります。10月4日に訴状を東京地裁に提出しましたが、その時点では原告適格を裁判所が認めるか一抹の不安がありました。しかし裁判所は門前払いすることなく、私たちの訴えに道理があると判断したのです。当然、被告側はさまざまに反論を試みるでしょうが、彼らの責任を追及し、義務を果たさせましょう。第1回口頭弁論では原告団長が陳述します。



私立学校法の一部改正

今年の5月17日に私立学校法の一部が改正され、理事らは善管注意義務を負い、またその任務を怠った結果学校法人に損害を生じさせた場合は賠償責任を負う、などの規程が新設されました。実施は来年の4月1日ですから、この改正内容を直接の根拠とすることは出来ません。しかし、改正の趣旨はまさに私たちの提訴と合致しています。明らかに執行部の不適切な振る舞いによって、約33.5億円の助成金減額という損害を日本大学に対して与えたのですからせめてその一部でも補填せよ、と私たちは請求しているのです。流れが変わってきたのです。

画期的な裁判

理事長らに責任がある場合は、本来理事会が追求すべきです。しかし現在の日本大学では自浄作用が働きません。そこで司法の力を借りるのです。恐らく前例がほとんどない裁判でしょう。生まれれば、社会の注目を浴びる裁判に必ずやなるでしょう。傍聴席を埋め尽くして、裁判官にもこの裁判の重みを実感してもらいましょう。



「つくる会」訴訟ニュース no.3

第1回口頭弁論報告

第1回口頭弁論の様子をお伝えします。

令和元年12月24日 東京地方裁判所第712号法廷 開廷 10:00

令和元年(ワ)第26858号 民事第23部合議B係

裁判長 小川直人 / 裁判官 中西 永 / 裁判官 野原もなみ // 書記官 岡本武



定刻通り開廷。41席の傍聴席はすでに満席となり、10名程は廊下で待機していた模様。冒頭、長沼原告団長と、原告側代理人の中川弁護士が意見陳述を行ったが、この間15分程度。

次いで裁判長が原告と被告双方の書状を確認し、裁判をどのように進めていくか原告側に尋ねた。原告側の小部弁護士は、傍聴人が多く世間の注目度も高いのだから、弁論準備手続きは行なってもいいが、法廷と並行して行いたいと答え、裁判長は了承した。

ちなみに弁論準備手続きとは、一般の傍聴人もいる公開法廷ではなく、小会議室のような準備室で、裁判官と、原告・被告両当事者が、争点や裁判の進め方について話し合う手続きを意味する。従ってそこでは、極端な言い方をすれば、裁判官は傍聴人の目を気にせず、時には機械的に審理を進めていく惧れもなしとしない。つまり今回の裁判でも、裁判長が強引に弁論準備手続きを行うとは言わなかったわけで、やはり傍聴席満席の効果が何らかの形で作用したものと思われる。

その後、次回口頭弁論の期日についての打ち合わせがあり、2020年2月25日(火)13:30から、今回同様東京地方裁判所第712号法廷での開催が決まった。その上で裁判長は、来年の2月14日までに双方が書面を出すことを指示し、さらに次回では、原告の当事者適格と、愛校心が傷つけられたからと言って損害賠償請求ができるか、との二点を議論するようにと申し渡した。

次回口頭弁論期日

2020年2月25日(火) 13:30 東京地方裁判所第712号法廷

閉廷後、東京地裁裏の弁護士会館に移動し、弁護士3名を含む43名が参加して、1時間ほどの報告集会が開かれた。小部弁護士が第1回口頭弁論の内容について一通り説明し、長沼原告団長と中川弁護士が改めて意見陳述について説明した。同弁護士は、傍聴人が入り切れない状況が何度も続くようだと、もっと広い法廷で裁判を進めるように要請できるかもしれない、とも述べていた。

その後勝山事務局長により、「つくる会」の配布資料に関する説明と、さらに次回期日の傍聴もお願いしたい旨の要請がなされた。次いで、牧野会長の挨拶があり、また長沼原告団長が、配布された「陳述書」や「日本大学校友の皆さん」と題する呼びかけ文の補足説明を行った。午前11時半過ぎには散会したが、充分な手応えが感じられるスタートであった。